

令和8年第5回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第5号)

招 集 年 月 日	令和8年5月28日 (木)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和8年5月28日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和8年5月28日 14時45分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	4 番	宮本 千春	
	5 番	藤井 里枝	

会議に付した事案

[illegible]

	で、許可相当等判断しました。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案第 30 号について、審議に入ります。 議案第 30 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 30 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 30 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 31 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 31 号の説明をします。議案書の 4 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は [redacted]、氏名が [redacted] さん。耕作面積は 3,571 m²です。譲受人の住所は [redacted]、氏名が [redacted] さん耕作面積は 7,625.25 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字下殿河内、字岩倉谷、地番が 2615 番地 4、地目が田で面積が 223 m²です。 理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。なお、対象地につきましては農業用倉庫が建っておりますが、200 m²以下で転用許可不要のため農地として 3 条申請をされております。6 ページの地図では地図データ上の関係で宅地と記載をされておりますが、登記上も田で農地となります。以上です。
議長	続いて 7 番委員より説明をお願いします。
7 番委員	議案第 31 号の説明を行います。議案書 4 ページをご覧ください。図面は 5 ページ、6 ページです。場所は月の子集会所の隣です。5 月 18 日に行事書士の [redacted] さんに電話にて内容確認後、5 月 20 日に譲受人の [redacted] さんと現地確認を行いました。本事案は譲渡人の農業用倉庫と周りの農地を含めて売買による所有権移転の事案です。譲渡人と譲受人は親戚関係になられるそうです。譲渡人は遠方に居住されて管理困難なため譲り渡されとのこと。譲受人は農業用倉庫を利用し、周りの農地には柿などの果樹を植えられるそうです。 また農業用倉庫は 125.45 m²で 200 m²以下であるため、農地として第 3 条で譲り渡すことが可能であるとのこと。 周辺の農地に支障がなく、許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長	それでは、議案第 31 号について、審議に入ります。 議案第 31 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 31 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 31 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 32 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 32 号の説明をします。議案書の 7 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は [redacted]、氏名が [redacted] さん。耕作面積は 3,522 m²です。譲受人の住所は [redacted]、氏名が [redacted] さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は贈与による所有権移転となります。 申請地は大字下殿河内、字東谷、地番が 2727 番地、地目が田で面積が 808 m²です。理由としましては、譲渡人は遠方に居住し管理困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。
議長	続いて 7 番委員より説明をお願いします。
7 番委員	議案 32 号の説明を行います。議案書の 7 ページをご覧ください。図面は 8 ページと 9 ページです。場所は弁財天加計線の旧戸河内と加計の町境より東へ 100 メートルぐらい行ったところであります。5 月 18 日に行政書士の [redacted] さんにお会いしまして、説明を受けました。また、5 月 22 日に譲受人と現地確認を行いました。 譲渡人は高齢でかつ遠方に住まわれていて申請地の耕作はできないとのことでした。譲受人は自宅のそばの申請地を譲り受けて梅を作る計画とのことでした。 譲受人は草刈り機を 3 台所有されています。今は、譲受人が申請地も含めて家の周りの草刈りなどを管理されております。周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断いたしました。審議の程よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案第 32 号について、審議に入ります。 議案第 32 号について質疑はありませんか。 (質疑なし)
議長	それでは議案第 32 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。

	それでは、議案第 33 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 32 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは、議案第 33 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 33 号の説明をします。議案書の 10 ページをご覧ください。 農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は [REDACTED]、氏名が [REDACTED] さん。耕作面積は 755 m²です。譲受人の住所は [REDACTED]、氏名が [REDACTED] さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字上筒賀、字市、地番が 66 番地 1、66 番地 21、大字中筒賀、字市、1683 番地 6、字市沖 1768 番地 2、地目が畑で合計面積が 755.52 m²です。 理由としましては、譲渡人は離農するため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて 1 番委員、5 番委員より説明をお願いします。
1 番委員	この議案は、申請地が上筒賀と中筒賀にまたがっており、中筒賀地区の担当の 5 番委員と協力して調査をし、私の方から説明をさせていただきます。議案第 33 号の説明をします。 議案書の 10 ページをご覧ください。図面は 11 から 14 ページです。5 月 20 日に 5 番委員と現地調査を行いこの案件を提出された行政書士の [REDACTED] さんに電話での聞き取り調査をした結果について、事案説明いたします。この申請は、譲渡し人から親族である譲り受け人への売買による所有権移転の案件です。申請地は安芸太田町役場筒賀支所から坂原方面へ約 220 メートルと同じく筒賀支所から戸河内インター方面へ約 100 メートルと 230 メートル進んだ 3 カ所に位置します。 譲渡人は遠方に居住され、また体調を崩されているということで、離農を決意されました。 譲受人はご家族で水稻と野菜などを栽培されており、上筒賀の申請地はご自宅の前に位置し、これまで譲渡人と譲受人の共同所有で、譲受人が果樹の栽培と草刈りをして管理をされており、将来的にはカボチャなどを栽培する予定であることを譲受人のご家族から伺いました。譲受人はトラクターや管理機などを所有され、農作業に常時従事されております。また、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほどよろしくをお願いします。
議長	それでは、議案第 33 号について審議に入ります。 議案第 33 号について、質疑ありませんか。

	(質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 33 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 33 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 34 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 34 号の説明をします。議案書の 15 ページをご覧ください。 農地法第 5 条の規定による許可処分取消願についてです。許可年月日は令和 6 年 6 月 26 日、安芸太田町農委第 27 号のものになります。申請者、譲渡人の住所は、XXXXXXXXXX、氏名がXXXXXXXXXXさん、譲受人の住所はXXXXXXXXXX、氏名がXXXXXXXXXXです。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字中筒賀、字湯所、2391 番地 1、2391 番地 2、2393 番地 1、2393 番地 2、2394 番地 1、地目が田で合計面積が 1690 m²です。 理由としましては、太陽光発電システムの条件を満たす事ができなかったためとなっております。現況につきましては、配布しております資料 3 よりご確認をお願いします。具体的には、基礎工事に着手の際地中から水が出てきたため工事を停止し現在まで施工方法を模索されておりましたが、施工が困難であるため、この度許可を取消し元の所有者へ返還するものとなっております。以上です。
議長	それでは、議案第 34 号について、審議に入ります。 議案第 34 号について質疑はありませんか。
	(質疑なし)
議長	それでは議案第 34 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第 34 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。
	(挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 34 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が 1 点ございます。 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 3 件出ております。資料 1 をご覧ください。安芸太田町のXXXXXXさん、広島市のXXXXXXさん、XXXXXXさんからの相続の届出になります。 届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載

議長	内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。 今の報告事項について、質疑はありませんか。 (質疑なし) 議長 質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和8年第5回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14:45) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議長 4番委員 5番委員
----	---